

ケアマネ通信

25年
12月号

編集発行 佐野市地域包括支援センター

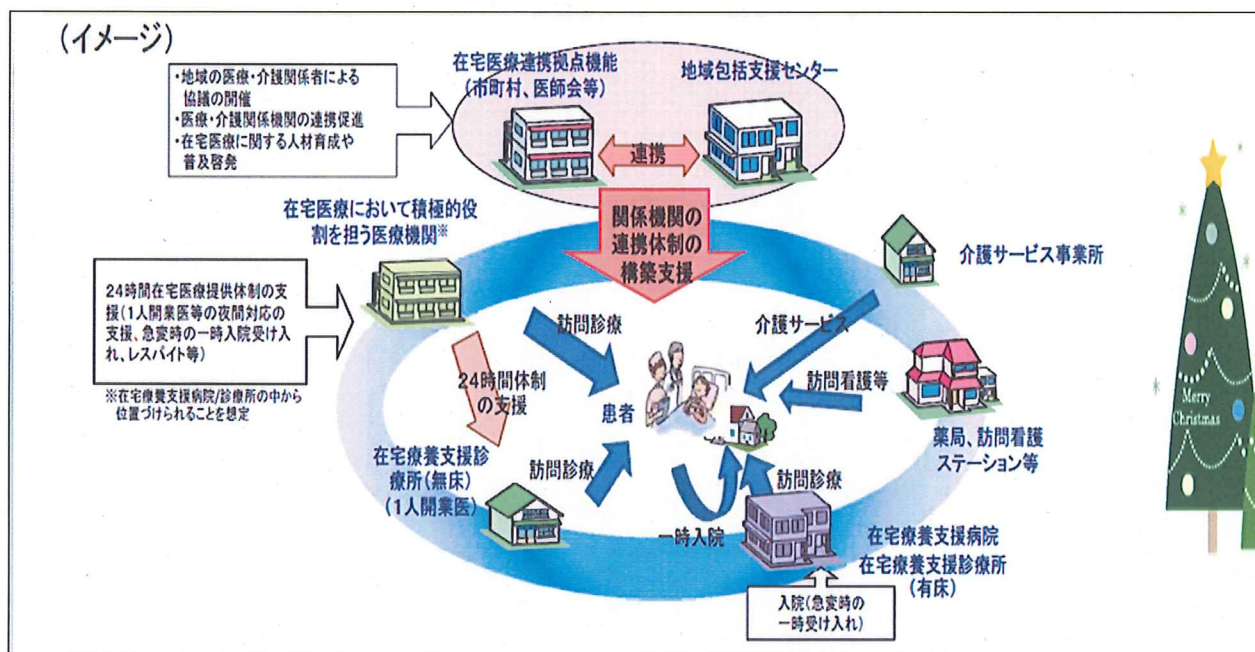
さの社協 大橋町 3212 番地 27 Tel.22-8129
佐野市医師会 植上町 1677 番地 Tel.20-2011
佐野市民病院 田沼町 1832 番地 1 Tel.62-8281
くずう あくと町 3084 番地 Tel.84-3111



師走となりました。今年もあとわずか頑張ってください！

在宅医療・介護の連携推進について

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けるためには、地域における医療・介護の関係機関(医療機関・在宅療養支援病院や診療所・訪問看護事業所・介護サービス事業所等)が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。



栃木県における在宅医療の推進については、栃木県保健医療計画(第6期計画)において、多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ることを目的に、県内5か所の広域健康福祉センター内に、在宅医療における必要な連携を担う拠点として「在宅医療推進支援センター」が位置づけられました。足利・佐野地区においては、安足健康福祉センター内に安足在宅医療推進支援センターを設置し、その中に地域の関係者の協議の場として医療関係団体や介護福祉団体、行政から推薦された委員19名による「安足地区在宅医療連絡会議」が設置され、以下の事項について協議しています。

- (1)在宅医療・介護に係る連携上の課題及びその対応策
- (2)在宅医療・介護の連携体制の構築に向けた関係機関・団体間の役割分担
- (3)その他、圏域における在宅医療・介護の推進策

*今後の動向についてアンテナをはって行きましょう。



制度の移行(障害・生保・介護)について

団塊の世代の方々が 65 歳を迎えています。介護が必要な方について「障害者総合支援法」から「介護保険法」での制度利用に移行する場合や、生活保護受給者の方で「生保みなし 2 号」^注の方が「第一号被保険者」に移行する場合など、制度をまたぐ利用について「判りにくいなあ」と感じる事はありませんか？



障害者総合支援法は、身体障害者手帳を取得している方や精神障害があると判断されている方等が対象です。介護保険と同様に申請や主治医意見書・調査等の認定手続きをし、障害程度区分審査会で区分 1~6 に認定されると佐野市では障がい者「サービス等利用計画」にもとづき支援が受けられます。ただし、65 歳になると「介護保険制度」が優先されるため「障害者総合支援法」でのサービス利用者の方も多くは介護保険の認定を受ける必要があります。

介護認定を受けて、介護保険にないサービスや介護保険のサービス量では足りない場合は、障がいサービスとの併用ができる場合があります。

生活保護受給者の方が「生保みなし 2 号」で介護保険のサービスを利用するようになっていた場合、65 歳の誕生日の前日から介護保険の 1 号被保険者になるため、介護保険証が届きます。この際に認定有効期間が変更になる場合がありますので注意が必要です。

こうした注意の必要な事柄について、平成 26 年 1 月に勉強会を企画しています。近日中に案内を送付いたしますのでぜひご参加をお願いいたします。

注 介護扶助を受けている 65 歳未満の方



ピックアップ



平成 25 年 12 月 1 日より新しい民生委員児童委員(再任あり)に代わりました。任期は平成 25 年 12 月 1 日～平成 28 年 11 月 30 日までの 3 年間です。地域連携で関係の深い方々です。変更になる方もいますので確認をしましょう！委員さんの氏名・担当地区は 12 月 15 日号の「広報さの」に掲載される予定です。

【詳細につきましては佐野市社会福祉課管理係 ☎ 20-3020 まで】

編集後記

今年は異常気象により各地で災害が多い一年でした。万が一に備え非常持出品の準備や、避難場所・連絡方法の再確認が必要と感じました。「備えあれば憂いなし」自分のもとより担当している高齢者等への支援もお願いします。来年は明るい年になると良いですね。